

【標準作業】



<p>予想される災害</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 材料置き場で荷さばき中、材料に添えた手を挟まれる。 2 地上から地下掘削地に降りる際、はしご等より足を踏み外し墜落する。 3 切梁・腹起し上を歩行中、足を滑らせ墜落する。 4 クレーン作業時に、吊り荷が作業員と接触し、挟まれる。 5 ブラケット等の溶接作業時に感電する。 6 二段目以降の腹起し取付け時に、ブラケットと腹起しとの間に指を挟まれる。
<p>防 止 対 策 (ポイント)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 吊り荷はセンターを出して、対角吊りになるように玉掛けし、不注意に手を出さない。 2-1 はしご等を使用するときは、固定するなど、転倒防止措置をする。 2-2 はしごを垂直に使用するときは、親綱、ロリップを使用する。 3 切梁・腹起し上の歩行は禁止し、根切り面・安全通路を歩行する。やむを得ず切梁・腹起し上で作業する場合は、親綱を先行設置し、安全帯を使用する。 4 作業半径内への立入禁止措置をするとともに誘導員・合図者を配置する。 5 掘削面の足元の排水を確実にし、感電防止のための対策をする。 6 ブラケット付近での作業時は、ブラケットと腹起しとの間に手を挟まれないよう注意する。
<p>主な関係法令等</p>	<p>安衛則 368 条 (材料) 安衛則 369 条 (構造) 安衛則 370 条 (組立図) 安衛則 371 条 (部材の取付け等) 安衛則 372 条 (切りばり等の作業) 安衛則 373 条 (点検)</p> <p>* 玉掛け作業 (シートNo.9) 参照 * クレーン作業 (シートNo.10) 参照 * アーク溶接作業 (シートNo.12) 参照</p>